

としと六帖みえたり、又春の閏月を、春くは、れる年と古今和歌集よみ、秋にはあまりある秋とよみ、

冬は冬のおまりにと六帖よみ、三冬しそへばとも新撰六帖よめり、詳にあぐるにいとまわらず、扱西

土の書初て閏の事をえるせるは、歸奇於切以參閏と易辭繫みえたるを始とせり、年に閏を置事は、

四時の氣候をさだめ、水旱風雨の憂を推量し、寒熱温涼其時に應せしめて、正時を以て元とせり、

且民時農業にか、はりて肝要の事也、故に期三百有六旬有六日、以閏月定四時成歲、以授民事と

尙書堯典みえたるにても、三代の時より閏を置て以て時を正し、順不順の時氣を補ふ事、聖人以定置

給ひし事なり、故に閏は失ふべからず、もし閏を失ふ時は、則百姓何以てか其生を安んせんや、左

氏曰、閏以正時、時以作事、事以厚生、生民之道、於是乎在矣と文公傳みえたるにても、閏を置ずして、か

なはざる事えられたり、又置閏定め大數極まりあり、いはゆる十一歳四閏、十九歳七閏是也と書漢

律曆志純奏曰、三年一閏天氣小備、五年再閏天氣大備と後漢書みえ、三年一閏、五歳再閏也、明陰不足陽

有餘也、閏也者、陽之餘也と白虎通みえ、凡閏六歳再閏、又五歳再閏、又三歳一閏、凡十九歳七閏爲一章

と、玉燭寶典引みえたるを以て、置閏の定め次第ある事えられたり、又閏と閏との間月を、隔事三

十二月にして、一閏をうるなり、いはゆる大率三十二月則置閏と正字通陳氏說引みえ、古曆十九歳爲一

章、章有七閏、三年閏九月、六年閏六月、九年閏三月、十一年閏十一月、十四年閏八月、十七年閏四月、十

九年閏十二月と同上いへるは、其大率を月に配當せるなり、もし一度失、閏ば十二月蝨出るに至れ

り、是時猶温なればなり、故に十有二年冬十有二月蝨と春秋記せり、又康季子問於孔子曰、今周十二

月、夏之十月、而猶有蝨何也、孔子對曰、丘聞之、火伏而後蟄者畢、今火猶西流、司歷過也と語家いへり、此

閏を失へる事をいはれし也、草木鳥獸無心にして、自から時をえれり、いはゆる惟有黃楊厄閏年

と東坡詩いひ、黃楊木歲長一寸、閏年倒長一寸と雅いひ、俗說歲長一寸過、閏則退、今試之、但閏年不長

耳と本草綱目いへり、梧桐可知閏月、無閏生十二葉云々、有閏則生十三葉、視葉小者則知閏何月也と甲